

電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合について

1. 設置・趣旨

- 電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）は、一連のエネルギーシステム改革において、自由化された電力・ガス市場における取引の監視機能を強化し、電力・ガスの適正な取引の確保に万全を期すため、独立性と高度な専門性を有する新たな規制組織として 2015 年 9 月に設立された。
- 委員会の設立から 5 年弱が経過する中、多数の事業者が電力・ガス市場に新たに参入し、2020 年 4 月には発送電分離が実現するなど、委員会を巡る状況は大きく変化している。
- また、先の第 201 回通常国会においては、2019 年の台風第十五号等による大規模かつ長期間の停電等を踏まえ、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、委員会の業務が追加された。さらに、同法の国会審議においては、関西電力におけるコンプライアンス違反事案等を踏まえ、委員会の組織の在り方についても議論があった。

これらの状況を踏まえ、以下について調査・審議するため、2020 年 7 月 20 日の委員会において「電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合」の設置が決定された。

2. 調査・審議事項

- ・電力・ガスシステムの現状
- ・これまでの委員会の活動、委員会が果たしてきた役割
- ・今後委員会が注力すべき課題
- ・課題に取り組むための委員会の組織の在り方等